

第2次世田谷区不登校支援アクションプラン
(令和4(2021)年度～令和5(2022)年度)
【素案】

令和3年11月
世田谷区教育委員会

はじめに

世田谷区教育委員会では、不登校児童・生徒への支援を指導上の大きな課題ととらえ、平成20年8月に「世田谷区不登校対策検討委員会」を設置し、区における不登校対策の基本的な方向性の検討を開始しました。その後、平成21年5月に「世田谷区における不登校対策のあり方について」を策定し、第2次世田谷区教育ビジョン第1期行動計画に「不登校への取り組みの充実」を掲げ、学校内外において取り組みの充実を目指してきました。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）が成立し、不登校児童・生徒を国や自治体が支援することが初めて明記され、平成29年3月には文部科学省により同法に基づく基本指針が示されました。

これにより、不登校を「問題行動」として判断するのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、学校復帰のみを目標とせず児童・生徒の将来の社会的な自立を目指すことが示され、従来の不登校対策の方向性の転換も図られてきました。

世田谷区教育委員会では、こうした不登校を取り巻く状況の変化等を踏まえ、総合的かつ計画的に不登校対策を推進するために、平成30年3月に「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定しました。

不登校対策の基本的考え方として「不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う」を掲げ、「一人ひとりに寄り添い続ける」、「自己肯定感をはぐくむ」、「多様で適切な教育機会を確保する」、「ネットワークによる支援を行う」の4つの方向性を示し、不登校特例校（分教室）の開設準備、ほっとスクール希望丘の開設及び運営の民間活用、スクールソーシャルワーカーの増員、学校包括支援員の全校配置、オンラインを活用した不登校支援の試行、進路説明会・相談会の実施など、環境的・人的支援を進め、一定の成果を上げてきました。

一方で、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、不登校児童・生徒を取り巻く環境の変化により、学校の役割が再認識されるとともに、改めて学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する重要性が認識されました。

世田谷区教育委員会においても、不登校支援の拠点となる「教育総合センター」の開設、GIGAスクール構想に基づくICTを活用した学びの充実など、区における不登校児童・生徒への支援体制も大きく変化しており、施策のさらなる充実が求められています。

「不登校対策アクションプラン」策定後の4年間で不登校児童・生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、「教育総合センター」が機能を発揮し、社会情勢の変化に対応した新たな行動計画が必要であることから、この第2次不登校支援アクションプランを策定しました。

令和3年11月

目次

はじめに

目次

第1章 第2次世田谷区不登校支援アクションプランの策定について	
1 第2次不登校支援アクションプランの位置付け、計画期間	… 2
（1）本プランの位置付け	… 2
（2）計画の期間	… 2
（3）他の計画との関係	… 2
第2章 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析	
1 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析	… 6
（1）不登校児童・生徒数の推移等	… 6
（2）不登校になった要因と学校復帰率	… 8
（3）不登校の長期化	…11
（4）相談機関等において、相談や指導を受けていない 不登校児童・生徒	…12
第3章 世田谷区不登校対策アクションプラン （2018年度～2021年度）の取組み成果と課題	
1 不登校対策アクションプラン（2018年度～2021年度） の取組み成果と課題	…16
I 児童・生徒に対する直接的な支援	…16
（1）学校における支援	…16
（2）校外からの支援	…17
（3）切れ目ない支援	…19
II 環境の整備	…20
（1）安心して魅力ある学校づくり	…20
（2）多様な教育機会の確保	…21
III 保護者・家庭への支援における	…23
（1）支援の充実	…23
第4章 第2次世田谷区不登校支援アクションプランの基本的な考え方	
1 不登校児童・生徒への支援の基本的考え方	…26
2 不登校児童・生徒への支援の方向性	…26
3 教育総合センターにおける不登校支援の推進	…27
4 第2次不登校支援アクションプランの目標	…28

(1) 不登校児童・生徒の出現率の改善	…28
(2) 支援機関等の相談・指導を受けていない 不登校児童・生徒の割合の改善	…28
第5章 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン 施策の取組み	
1 施策体系図	…30
2 各施策の取組み	…31
I 魅力ある学校づくり	…31
(1) 一人一人を大切にする教育	…31
(2) 児童・生徒への理解の深化	…32
II 早期支援	…35
(1) 個に応じた組織的・継続的な支援	…35
(2) 学校内外における相談・支援体制の充実	…37
III 長期化への対応	…40
(1) 多様な教育機会や居場所の確保	…40
(2) 家庭・保護者への支援	…43

資料編

※国や都の動き、区における不登校施策の全体像等を掲載予定

～第1章～

第2次世田谷区不登校支援アクションプランの策定について

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況であるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）

1 第2次不登校支援アクションプランの位置付け、計画期間

(1) 本プランの位置付け

世田谷区教育委員会では、平成21年5月「世田谷区における不登校対策のあり方について」を策定し、その後、不登校児童・生徒の増加や「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応するため、平成30年度に「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定しました。

本計画は、「世田谷区不登校対策アクションプラン」の4年間の取組みを振り返り、現状と課題を的確に把握するとともに、不登校対策の拠点となる「教育総合センター」の機能を発揮し、不登校児童・生徒を取り巻く社会情勢や教育環境の変化にも対応した不登校支援策のさらなる充実に向けた具体的な行動計画を定めたものです。

(2) 計画の期間

第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画及び(仮称)世田谷区未来つながるプラン(実施計画)等との整合を図るため、令和4、5年度の2年間を行動計画とします。【図表1】

(3) 他の計画との関係

本調整計画は、以下の諸計画との調和や整合性が保たれた計画とします。

① 世田谷区の計画

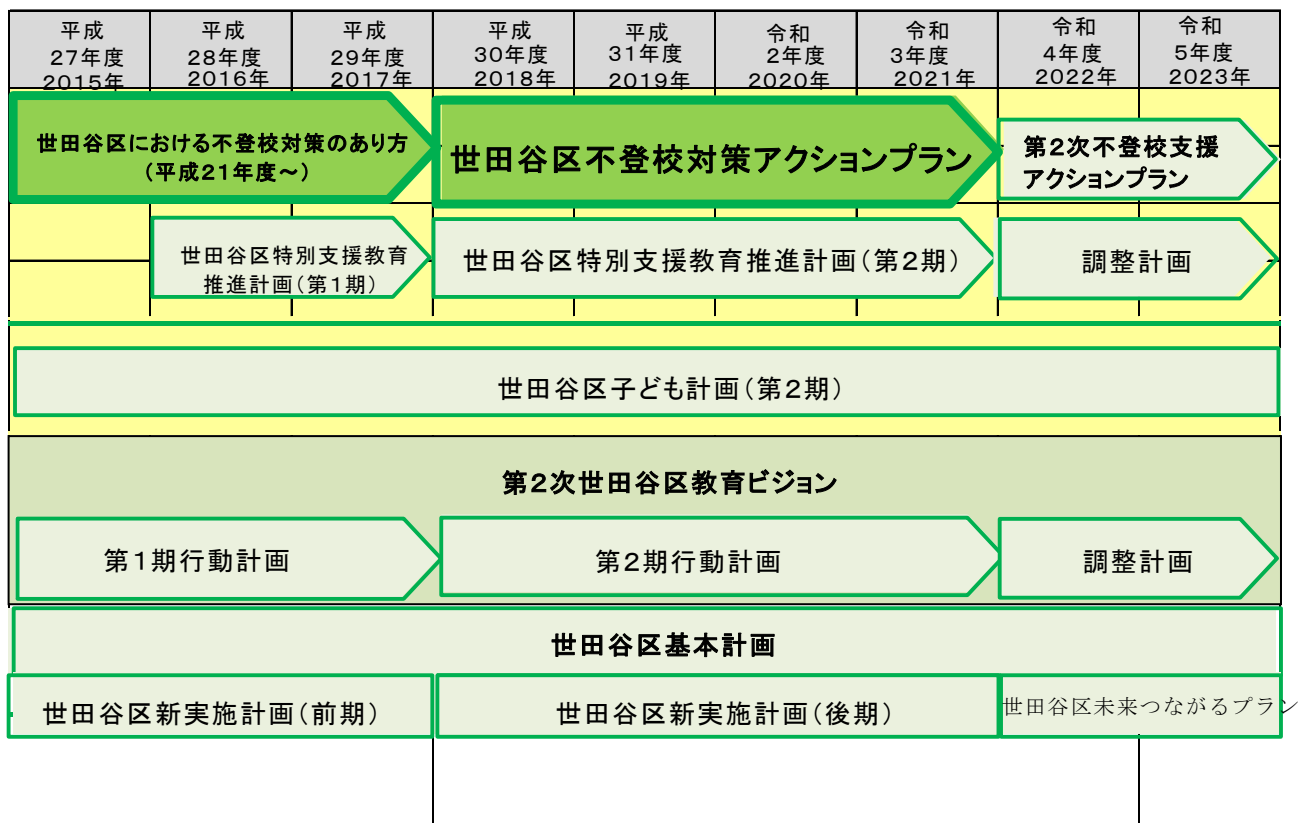
- ・第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画
- ・世田谷区教育総合センター運営計画
- ・世田谷区特別支援教育推進計画調整計画
- ・世田谷区基本計画及び(仮称)世田谷区未来つながるプラン(実施計画)

【図表2】

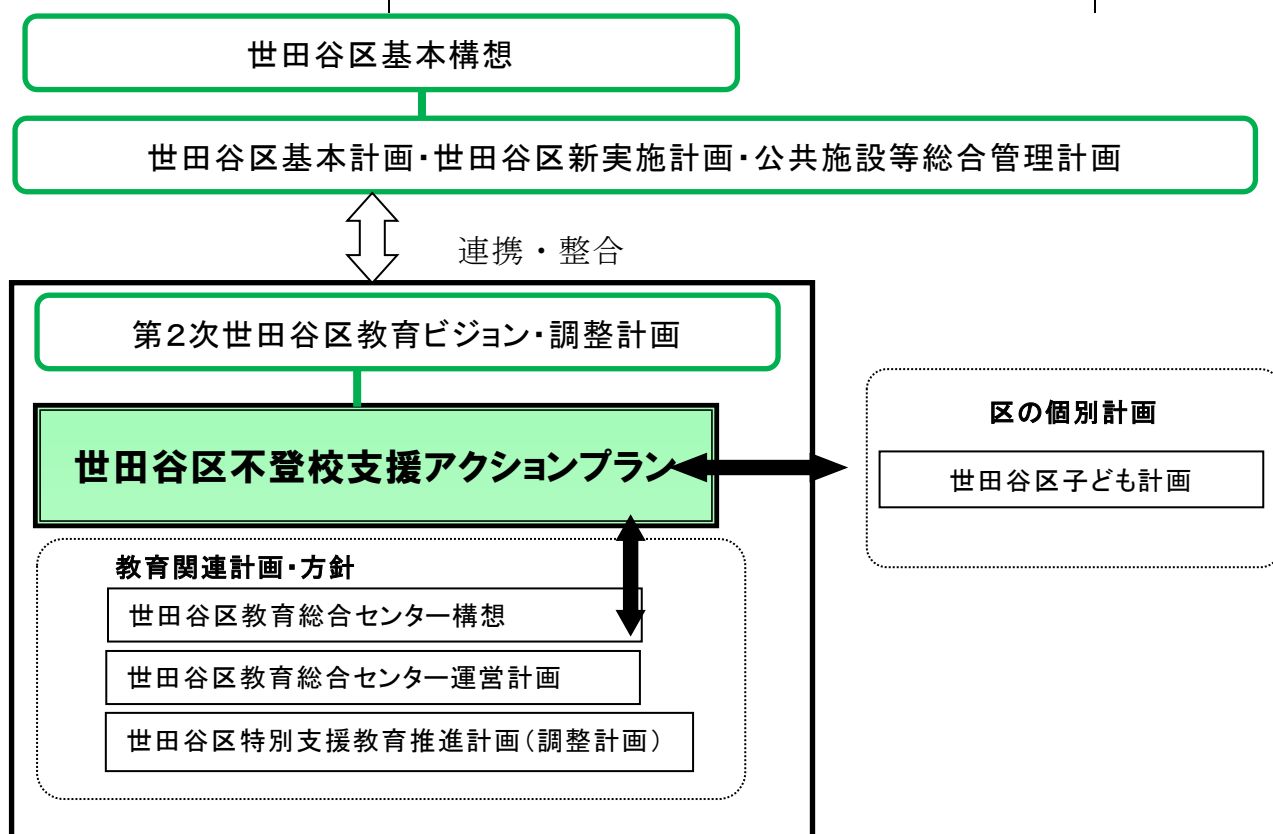
② 関係法令

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律

■ 計画期間【図表 01】



■ 他の計画との関係 (イメージ図)【図表 02】



～第2章～

世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析

1 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析

不登校児童・生徒に対して効果的な支援を行うためには、不登校児童・生徒数の推移、不登校になった要因、継続の理由等、的確な把握が必要です。

区では、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査」の中で不登校の現状把握と分析を行っています。

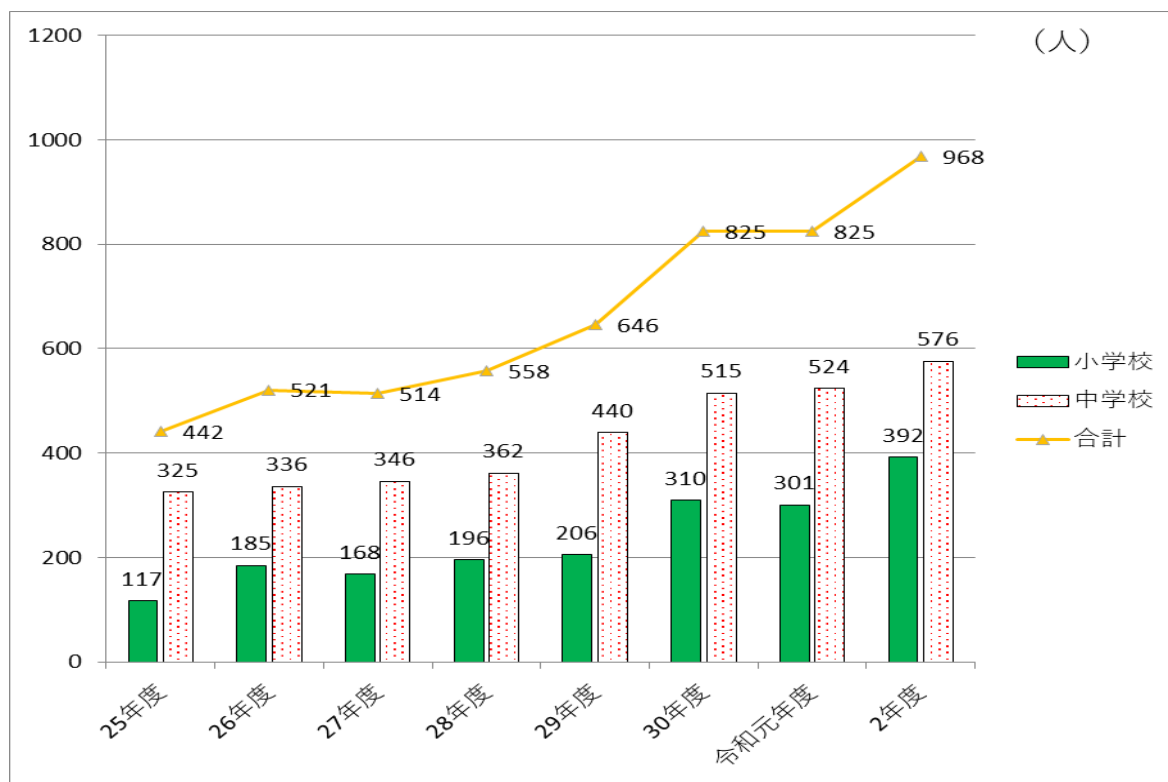
また、区独自の取組みとしては、「不登校傾向等児童・生徒の状況月例調査」を行い、学校からの不登校児童・生徒の個々の理由、対応状況等の報告により、学校と教育委員会が連携し、不登校児童・生徒の把握と対応に努めています。

ここでは、この間における不登校児童・生徒の現状を把握し、分析を行うことで、これまでの区における不登校施策の効果を客観的に評価し、今後、区が取り組むべき課題を明らかにします。

(1) 不登校児童・生徒数の推移等

世田谷区の小・中学校における不登校児童・生徒数は、令和2年度は小学校392人、中学校576人、合計968人であり、不登校アクションプランの初年度にあたる平成30年度に比べ、小学校は1.26倍、中学校は1.12倍と増加傾向にあります。【図表01】

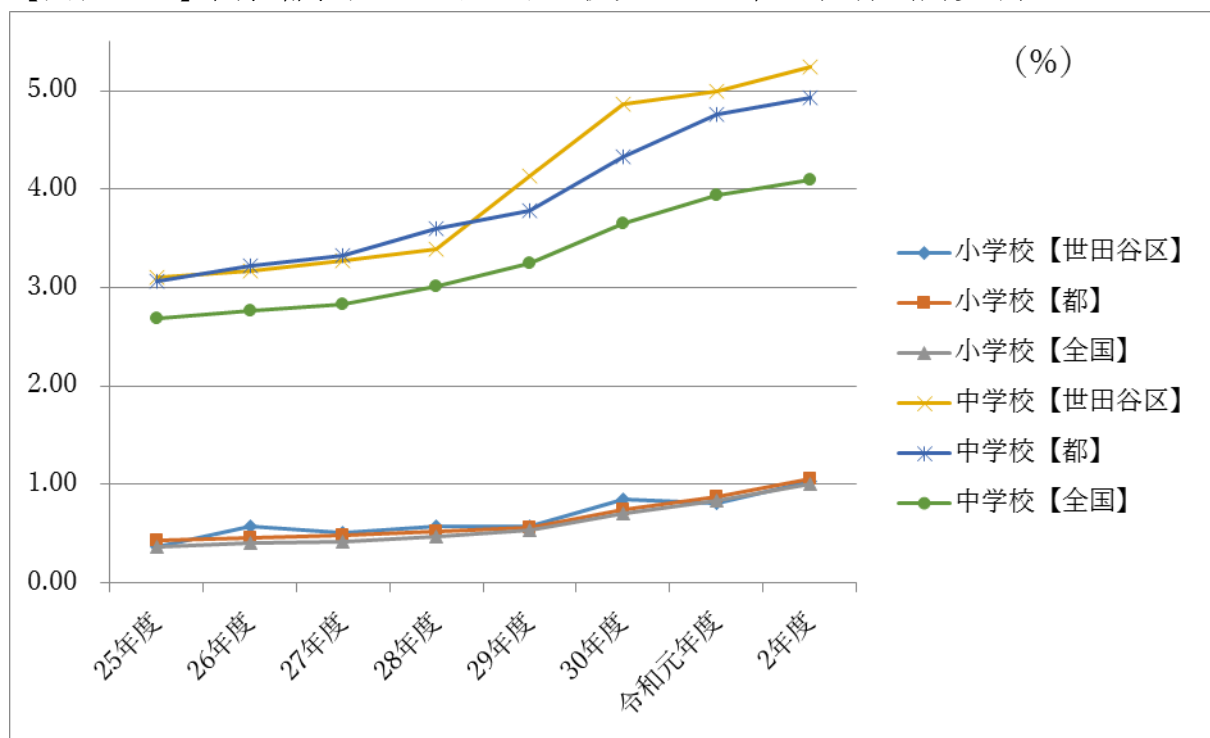
【図表01】 世田谷区立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

また、全児童・生徒数に占める割合（出現率）についても、依然として高い水準で推移しており、令和2年度は小学校で1.03%（100人に1人）、中学校で5.24%（19人に1人）となっております。【図表02-1・2】

【図表02-1】国、都、区における不登校児童・生徒の割合（出現率）



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表02-2】国、都、区における不登校児童・生徒の割合（出現率）（%）

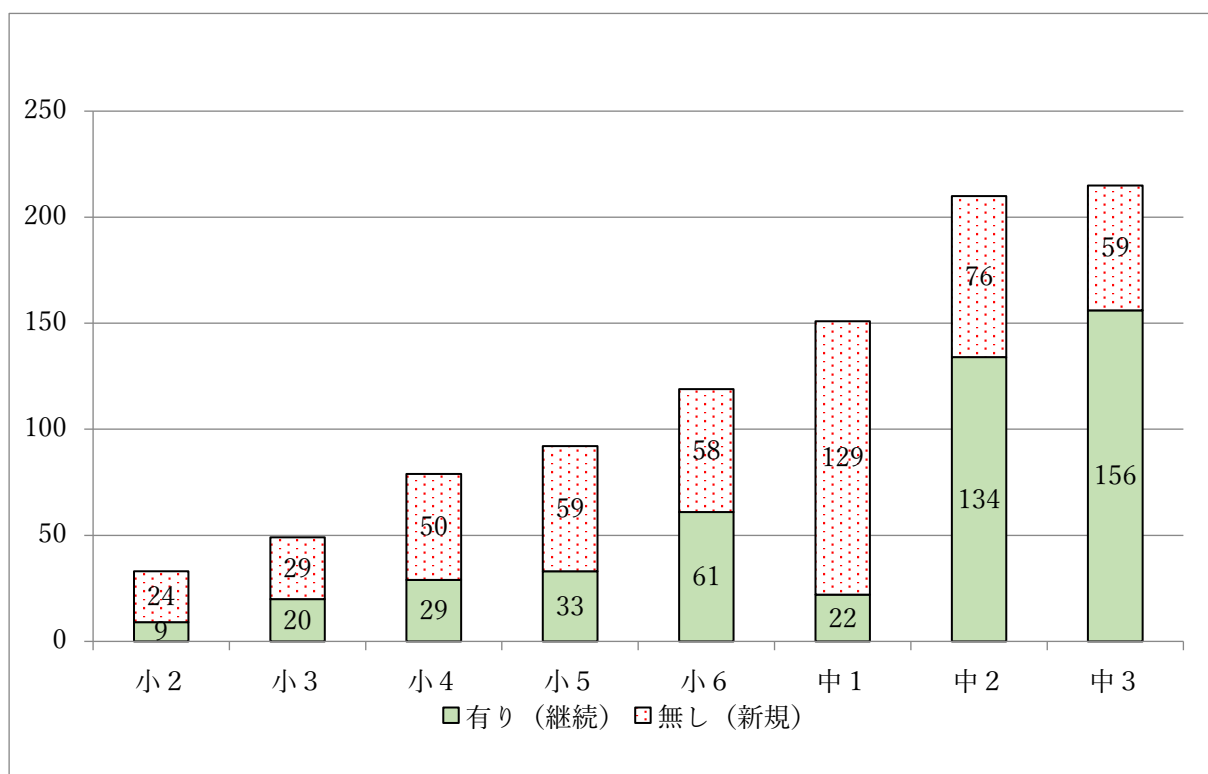
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
小学校	世田谷区	0.37	0.57	0.51	0.57	0.58	0.85	0.81	1.03
	都	0.43	0.46	0.49	0.52	0.56	0.74	0.88	1.06
	全国	0.37	0.40	0.42	0.47	0.54	0.70	0.83	1.00
中学校	世田谷区	3.10	3.17	3.27	3.39	4.14	4.87	5.00	5.24
	都	3.07	3.22	3.33	3.60	3.78	4.33	4.76	4.93
	全国	2.69	2.76	2.83	3.01	3.25	3.65	3.94	4.09

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

令和2年度の不登校児童・生徒数を学年別にみると、小・中学校ともに学年が上がるにつれて多くなり、小学校では6年生、中学校では3年生が最も多くなっています。また、当該学年で新たに不登校となった児童・生徒数に着目すると、中学校1学年が最も多く129人となっております。

【図表03】

【図表03】 世田谷区立小・中学校における前年度の不登校経験の有無（学年別）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

以上のことから、不登校児童・生徒数、出現率ともに依然として高い水準で推移しており、新たな不登校児童・生徒を生み出さないための取組みが重要となります。また、中学校進学時において新たに不登校となる生徒が多く、小・中学校間における支援情報のきめ細やかな引継ぎや連携のさらなる強化等が求められています。

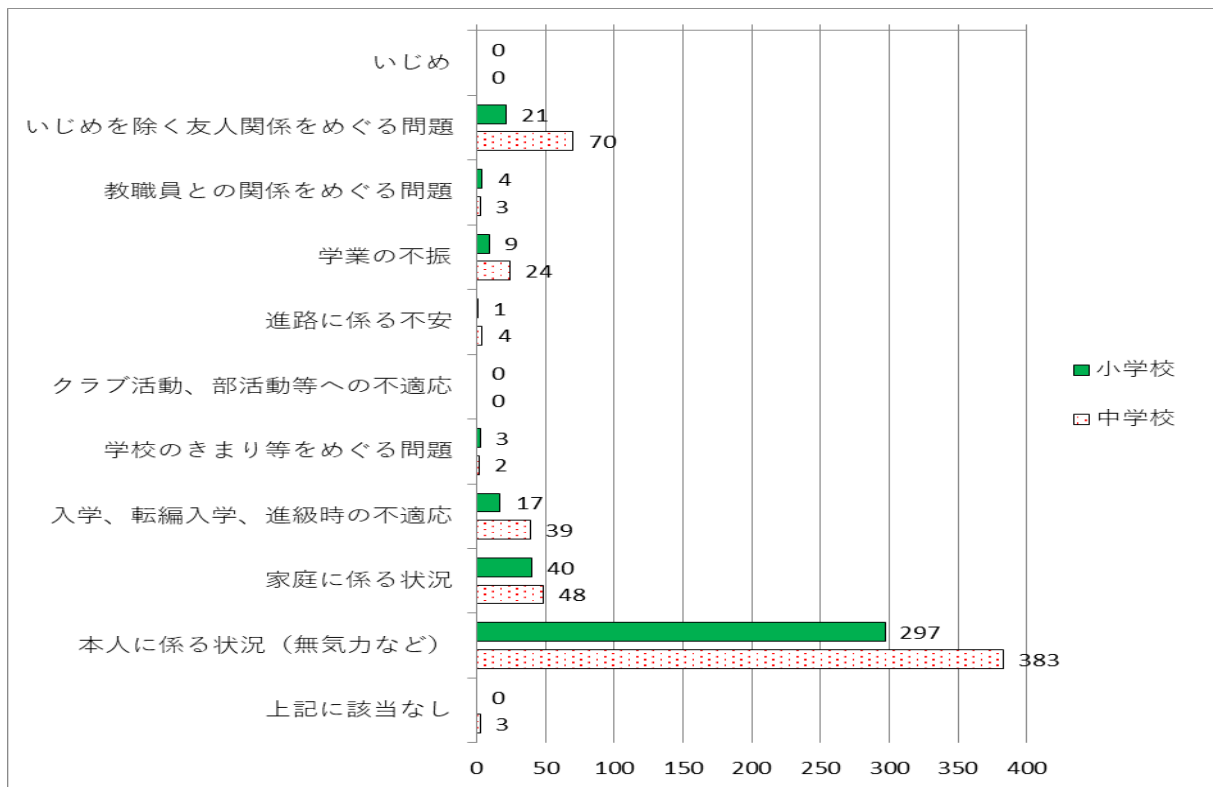
（２）不登校になった要因と学校復帰率

不登校になった要因では、小学校、中学校ともに教員から見た主たる要因は「無気力・不安」が最も多く、全体の6割を占めています。

また、主たる要因以外の状況をみると、小学校では「家庭に係る状況」、「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順で多くなっており、中学校では「学業の不振」、「家庭に係る状況」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっています。【図表04-1・2】

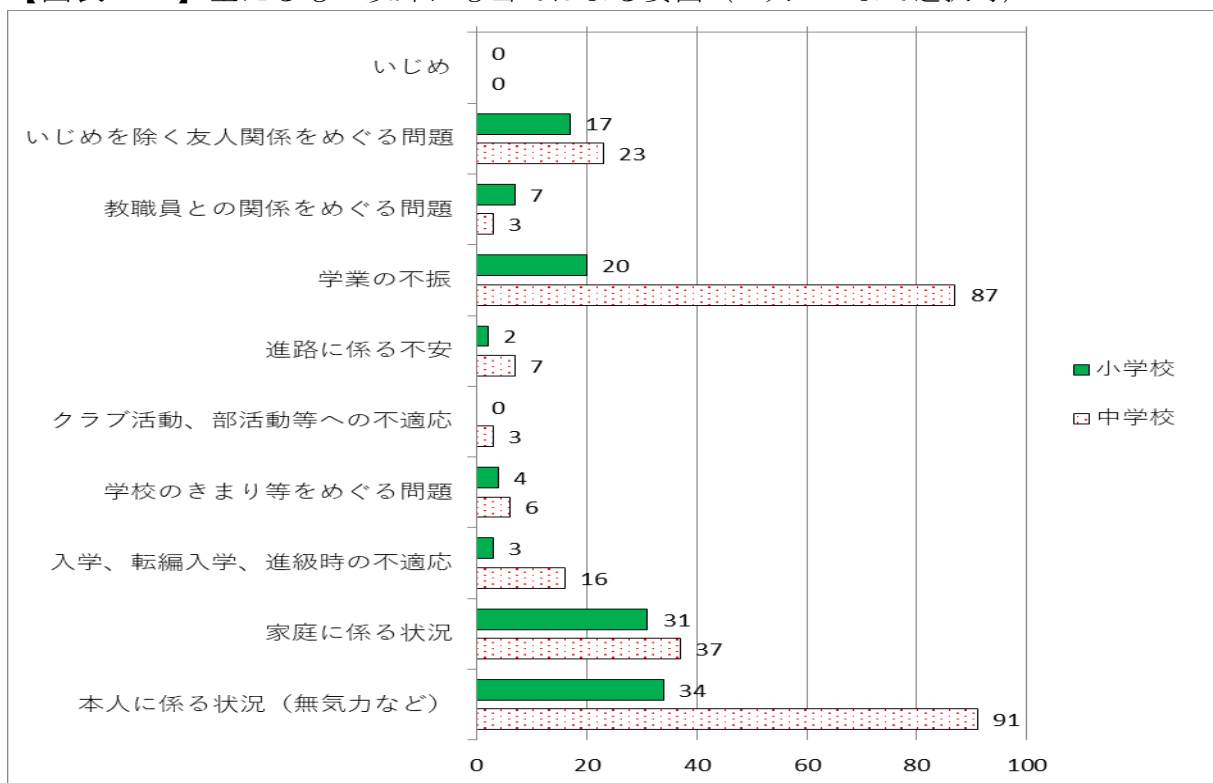
特に、6割を占める要因となっている「無気力・不安」という子どもの状況に早期に気づき、適切なかかわりや支援を検討して実践する必要があります。また同時に、「学業の不振」については学校と家庭で取り組むべき課題であり、保護者との連携により児童・生徒を支える必要があります。

【図表04-1】 教員から見た不登校の主たる要因（一人1つ必ず選択）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表04-2】 主たるもの以外にも当てはまる要因（一人2つまで選択可）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

これまでも教員への学校教育相談研修を含めて、教育相談室、SC配置事業などを充実させて不登校状況への対応の改善に取り組んできましたが、このように、不登校に至る要因は児童・生徒によって様々で複雑多岐にわたり複合的になっています。そのため、「家庭に係る状況」に対しては児童生徒への支援に加えて保護者や家庭への福祉的支援や適切な福祉機関等との連携、「学業の不振」に対しては児童・生徒一人一人の特性や状況に応じた個別指導計画に基づく学習支援やICT等を活用した多様な学習機会の確保など、要因を的確にとらえた効果的な支援を行っていく必要があります。

一方で、不登校児童・生徒が学校や関係機関の指導・支援により、登校する又はできるようになった割合(学校復帰率)を見ると、小学校で22.2%、中学校で15.3%に留まっています。【図表05】

【図表05】 不登校児童・生徒への指導の結果

区 分		小学校	中学校
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒	人 数	87	88
	割 合	22.2%	15.3%
指導中の児童生徒	人 数	305	488
	割 合	77.8%	84.7%
計	人 数	392	576

令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

こうした状況は、要因を的確に捉えた適切な指導が行われているかを評価する必要性があることを示唆しています。

児童・生徒への支援にあたっては、的確なアセスメントに基づき、児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、一人一人の状態に応じた適切な支援を組織的・継続的に行っていくことともに、定期的に内容を評価・見直しを行う必要があります。

他方で、近年は、不登校児童・生徒の支援に際しては、学校復帰のみを目標とせず、児童・生徒らしさを尊重し個性に応じた学び方や進路を目指す保護者や家庭も増えていることにも留意が必要です。

(3) 不登校の長期化

令和2年度において、不登校児童・生徒のうち90日以上欠席している児童・生徒の割合は、小学校で50.5%、中学校で73.7%となっており、不登校児童・生徒の半数以上が長期に渡り欠席しており、小・中学校ともに学年が上がるにつれて、その傾向が顕著となっています。【図表 06】

【図表 06】 不登校児童・生徒のうち90日以上欠席している児童・生徒の割合

		全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学校	不登校人数	392	20	33	49	79	92	119
	うち90日以上欠席人数	198	8	11	20	41	50	68
	90日以上欠席割合	50.5%	40.0%	33.3%	40.8%	51.9%	54.3%	57.1%
中学校	不登校人数	576	151	210	215			
	うち90日以上欠席人数	425	102	152	171			
	90日以上欠席割合	73.8%	67.5%	72.4%	79.5%			

令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

学校を欠席する期間が長期化することで、学習の遅れ、生活リズムの乱れ等も生じて、健康的な日常生活への回復が一層難しいものとなることから、不登校の予兆への対応を含め、学校における早期段階からの支援が重要となります。

不登校期間中は、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながる可能性が生じるため、不登校児童・生徒一人一人の状況に応じて、ほっとスクールや不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があります。

また、不登校の期間中においても、社会とのつながりを持てるよう、他者との関わりを持つことができる多様な居場所についても確保していくことが重要となります。

さらに、児童・生徒や保護者の状況に応じては、児童相談所や子ども家庭支援課、(仮称)ひきこもり相談窓口などの福祉領域の関係機関とも連携を図っていく必要があります。

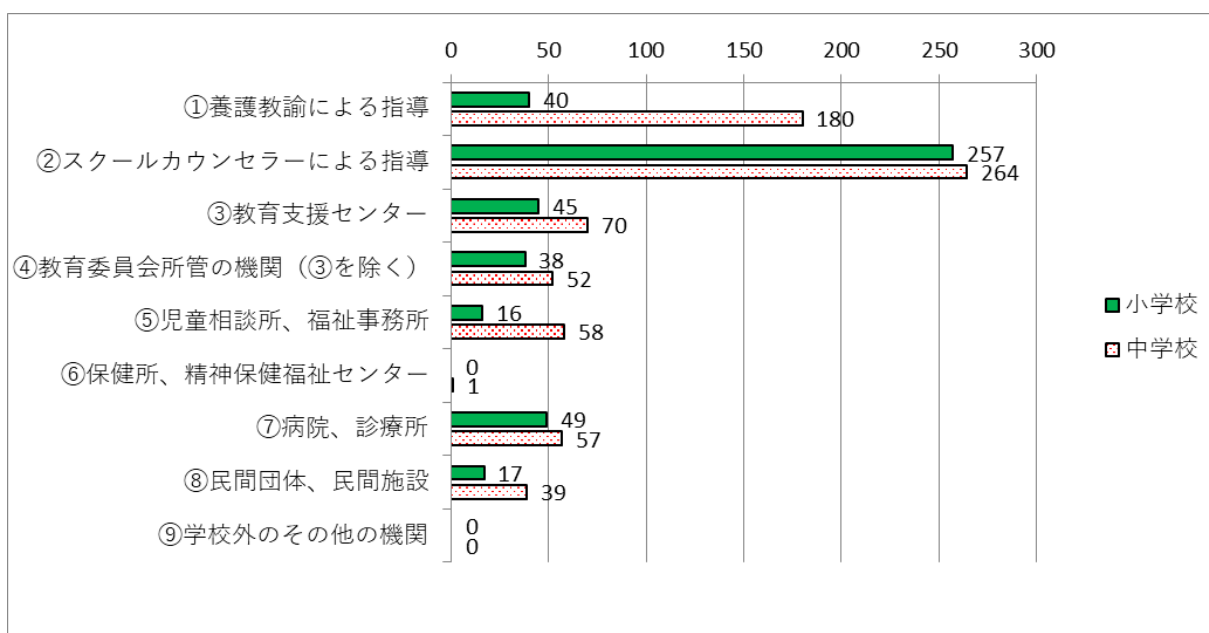
(4) 相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒

学校内で、不登校や登校渋りの児童・生徒が相談や支援、指導等を受けているのは、スクールカウンセラーが最も多く、次いで養護教諭が多くなっています。小・中学校ともに、不登校にかかわる児童・生徒の約7割近くが学校内での相談や助言、指導などの支援を受けています。【図表 07】

一方で、外部の支援機関等の相談・指導も含めて支援を受けていない不登校児童・生徒の割合は小学校で約16%、中学校で約22%となっています。

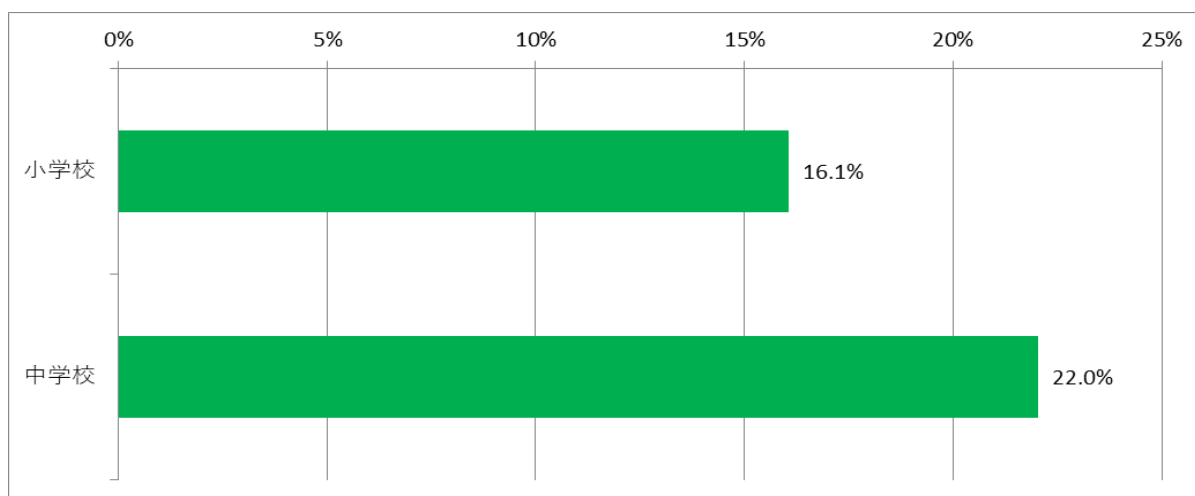
【図表 08】

【図表 07】 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 (複数回答可)



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表 08】 支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

以上のことから、不登校児童・生徒の多くが、スクールカウンセラーを活用し相談や指導、助言等を受けていることから、スクールカウンセラーの専門性や資質のさらなる向上が求められます。また、スクールカウンセラーを有効に活用するためには、学校内の教育相談体制を強化し、早期に校内の連携体制を整えて支援につなげていく必要があります。また、学校外にある教育委員会教育相談室における不登校を主訴とする児童・生徒の来室相談件数は300件ほど（令和2年度）であり、不登校相談窓口での電話相談は120件余り（令和2年度）となっていますが、今後も主任教育相談員、心理教育相談員の専門性のより一層の向上を図り、学校や他の支援機関との連携を充実させるための工夫が求められています。

一方で、どこにも相談や指導を受けていない児童・生徒は、必要な支援が受けられないまま自宅で過ごしている可能性もあり、早急に適切な支援につなげていく必要があります。

そのため、教育相談室やほっとスクール等の支援内容を充実させていくとともに、課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制やオンラインを活用も視野に入れた相談支援を構築していく必要があります。

また、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの多様性や個性を生かして進路を主体的に捉え、将来、社会の一員として社会的・職業的に自立できるよう、それぞれの状況に即した多様な学びの場や居場所の充実を図る必要があります。

不登校児童・生徒のみならず、保護者への支援も重要になることから、気軽に参加できる相談支援の場としての「不登校保護者のつどい」や「進路説明会」も、その内容のさらなる充実が求められます。

なお、一方では児童・生徒にとっては、不登校の時期が心身の休養や自分らしさの発見や自分の特性を見つめ直す等の心の成長のために積極的な意味を持つことがあることにも留意する必要があります。学校外にある教育相談室におけるような、保護者と児童・生徒を焦らせずにじっくりと向き合い時間の熟成を伴うゆとりのある支援は今後も重要になります。

